

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8269
担当部課名	土木部	下水道料金課	料 金	係
事務事業名	公共下水道使用料賦課徴収経費		事業コード	32610

1 総合計画における位置づけ

政策名	第2章	質の高い都市基盤の整備を進めます	事業開始年度
基本施策名	第6節	下水道の整備と管理	~63
施策名	第1施策	污水対策の推進	

2 実施根拠及び関連法令等

下水道法第20条・相模原市公共下水道使用料徴収条例

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
公共下水道は、清潔で快適な市民生活を営む上で欠くことのできない都市基盤施設であり、下水道事業は、公営企業としてその事業に伴う収入によりその経費を賄う「独立採算制」を原則として運営している。そのため汚水に係る維持管理費と資本費に充てるため、公共下水道の利用者から、排水量に応じて下水道使用料を徴収する目的で事業を実施している。		公共下水道利用者	
		対象数	261,255件
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
調定額	現年度 7,058,370,800円 過年度 772,800,249円 合計 7,831,171,049円	なし	
収入済額	現年度 6,795,297,502円 過年度 116,673,165円 合計 6,911,970,667円		
収納率	現年度 96.3% 過年度 15.1% 合計 88.3%	(5) 個別計画の概要	
		計画名 さがみの風	
		計画年次 年度 ~ 16 年度	
		数値目標 公共下水道使用料の収納率の向上を図る	

4 評価指標

指標名	公共下水道使用料現年度収納率	公共下水道使用料過年度収納率	公共下水道使用料合計収納率
指標式	現年度収入済額/現年度調定額	過年度収入済額/過年度調定額	合計収入済額/合計調定額
指標設定の意図	公共下水道使用料の公平な徴収のため	公共下水道使用料の公平な徴収のため	公共下水道使用料の公平な徴収のため

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	96.3	96.1	a 96.3	b 96.3	96.4	
指標	15.4	12.2	c 15.1	d 14.4	16.3	
指標	89.1	88.6	e 88.3	f 88.1	87.9	
事業費	決算(予算)額	80,672	70,353	79,100	91,080	
	人員・時間数	17.0	17.0	18.0	20.0	
	人件費	143,140	143,140	151,560	168,400	
	その他経費					
	合計	223,812	213,493	230,660	0	259,480
特定財源						

6 個別評価

(1) 達成度…目標をどれだけ達成したか

評価 A ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 101.7%			
	B : 一部達成していない(100%> 80%)				
	C : 達成していない (80%>)				
a	96.3	c	15.1	e	88.3
b	96.3	d	14.4	f	88.1
× 100= 100.0%		× 100= 104.9%		× 100= 100.2%	
理由 :	相模原市公共下水道使用料収入確保対策本部を設置し、収入確保対策を実施したこと等による。				

(2) 必要性…時代変化に適応した事業内容か

評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	清潔で快適な市民生活に欠くことのできない下水道事業の財政を支える事業であり、時代に適合している。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3) 経済性・効率性…費用対効果は妥当か

評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	下水道事業(汚水)は独立採算制が原則であるが、一般会計から多額の繰入金に依存している現状である。下水道財政の健全性を確保するために、使用者の急激な負担増にならないよう一定の時期に段階的な料金改定を行う必要がある。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4) 事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か

評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	下水道事業は市町村の事業とされ、代替性がないが、平成15年4月から下水道使用料の徴収に関する事務を、地方自治法に基づき市から県に事務委託を実施する予定である。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5) 市民満足度…対象市民の満足は得られているか

評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	下水道使用料は、下水道施設の維持管理費や下水道施設の建設に要した借入金の返済に当てる経費として、使用者の理解を得ていると考えている。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6) 有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か

評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	下水道使用料の賦課徴収事業は、受益者負担金制度と共に下水道事業を維持推進していく上で大変重要であり、上位施策を実現するためにも有効である。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 平成15年4月から下水道使用料の徴収に関する事務を、市から県に地方自治法に基づく委託をすることにより、収納率の向上が期待できる。
	<p>コスト改善余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 平成15年4月から下水道使用料の徴収に関する事務を、市から県に地方自治法に基づく委託をすることにより、経費の節減が期待できる。

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	収納率は県内16市中12位(12年度決算)である。 現年度及び過年度の収納率の低下傾向に歯止めをかけ向上を図るとした目標を達成し、おおむね良好な結果が出せていると考えられる。今後は、平成15年4月からの上下水道料金一括納付制度実施に必要な納付方法の統一事務を継続し、上下水道料金一括納付制度の実効性をあげる。
	今後の進め方 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 完了		

8 二次評価における変更点

--